

院外処方せん発行 マニュアル

第1版 2016年7月

第2版 2023年7月改訂

加古川中央市民病院

1. 院外処方せん発行の意義

外来患者の薬待ち時間の解消、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進による患者負担の軽減と医療保険財政の軽減、また高齢化社会の中で複数の医療機関を併診する患者の薬による重複投与や相互作用等による事故等を未然に防止することを目的として平成 25 年 7 月より院外処方せんを発行する。

2. 院外処方せん発行の流れ

- ①診察
- ②診察室で処方せん発行
 - 医師の押印
 - 他の会計伝票等と一緒に渡す
- ③患者は医事課で会計伝票等と処方せんを渡す。
- ④医事課窓口で会計終了後、病院名が押印した処方せんを受け取る。
- ⑤希望される患者は院外処方せんを FAX コーナーで送信する。
- ⑥保険薬局でお薬を受け取る。

3. 対象患者

(1)院外処方せんで対応する患者(院外調剤)

次の患者は、院外処方せんで対応します。

- 外来患者
- 全職員

(2)院外処方せんで対応しない患者(院内調剤)

次の患者は、院内処方せんで対応します。

- 入院中の患者(入院中外来、退院処方含む)
- 入院患者の他科受診
- 時間外救急外来で受診した患者(救急外来)
- 障害者及び歩行が困難で、付き添いがなく薬の配達を受けられないと、主治医が判断した患者
- 保険請求事務手続きが煩雑となる場合

(3)院外処方せん対応時間

- 原則 8:30～19:00 を院外処方せん対応時間とする。
- 診療時間内に救急外来を受診した患者
- 第1、第2緊急日は輪番制で 9:00～17:00 を院外処方せん対応時間とする。

4. 処方薬剤

(1) 院外処方せんで処方できない薬剤

- 治験薬
- 診断薬、検査薬、処置薬
- 指導料に含まれる医薬品(血糖測定機器など)
- 在宅療養指導管理料(在宅自己注射指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導料など)を算定する薬剤以外の注射薬
- 院内特殊製剤(一部院外処方できるものもあり)
- プラセボ(偽薬)

(2) 採用医薬品

薬事委員会で決定された採用医薬品

(3) 院内特殊製剤(院内処方のみ)

院内処方のみ処方できます。

薬事委員会で決定し、登録された薬品のみ処方できます。

(4) 検査前投薬

院内処方のみ処方できます。

薬事委員会で決定し、登録された薬品のみ処方できます。

5. 処方せんについて

(1) 院外処方せん

オーダー条件を「外来」とし、処方指示の「外来院外処方」でオーダーしてください。

(2) 処方せんの区分

処方せんは、原則保険区分ごとに発行してください。

例: 特殊疾患の処方せんでは特定疾患に使用の薬剤のみ記載し、風邪薬など他の疾患の薬剤をオーダーすることはできません。

(3) 有効期間

特に指定しなければ、院外処方せんの有効期限は発行日を含めて4日間です。

4日以内又は以上で有効期限を設定する場合は、「処方せんの使用期間」欄に期日をボールペンにて記入し押印してください。

(4) 処方分割

1枚の処方せんを院内と院外に分けることはできません、また同一日内で院内と院外を出すこともできません。

複数の診療科を受診時においても同一日内では院内と院外どちらかになります。

ただし、同一日内でも外来受診「院外処方」で、夜間救急外来「院内処方」は問題ありません。

(5) 処方薬の種類

7種類以上の内服薬を処方（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のものを除く）すると、処方料が「68点」から「40点」に減点となります。

7種類以上の内服薬を処方することはなるべく控えてください。

6. 処方せんへの記載事項

(1) 処方せん

院外処方せんには、次の項目の記載が義務付けられています。

- 患者氏名
- 年齢（6歳に満たない場合は、その生年月日を記載）
- 性別
- 医薬品名
- 分量（内服薬では投与日数、外用薬では投与全量）
- 用法及び用量
- 発行年月日
- 処方せんの使用期間
- 病院の名称及び所在地
- 医師の記名押印又は署名
- 保険者番号
- 被保険者証、被保険者手帳の記号、番号
- 公費負担番号及び公費負担医療の受給者番号

(2) 麻薬を含む処方せん

麻薬を含む処方せんには、次の項目の記載が義務付けられています。

- 麻薬施用者の免許番号
- 患者の住所（院外処方せんのみ、院内処方せんには記載無し）

7. 処方オーダー時における基本的事項

(1) 処方せんについて

電子カルテにオーダーを入力し、処方せんを印刷してください。印刷された処方せんを医師が

確認したうえで押印し、患者に手渡して下さい。

原則として、手書きの処方せんは不可とします。

(2) 病名について

処方を行う場合は、診療録に必ず病名の登録をしてください。

(3) 薬剤名について

当院採用薬で電子カルテに登録されている薬剤のみ処方できます。

医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称で印字されます。

(4) 分量について

a) 内服薬

1日分の投与量をオーダーしてください。

内服用滴剤(ピコスルファート等)は投与総量をオーダーしてください。

b) 頓服薬

1回分の投与量をオーダーしてください。

c) 外用薬及び注射薬

投与総量をオーダーしてください。

(5) 用法及び用量

a) 内服薬

服用回数(1日3回等)、服用時点(毎食後等)及び投与日数並びに服用にさいしての留意事項等を入力してください。

b) 頓服薬

服用時点(頭痛時等)及び投与回数並びに服用に際しての留意事項等を入力してください。
なお、内服薬と頓服薬では薬剤一部負担金が変わり、内服薬の方が高い金額になります。

c) 外用薬

使用回数、使用時点及び使用部位並びに使用に際しての留意事項等を入力してください。

d) 注射薬

1回当たりの使用量、1日当たりの使用回数及び使用時点並びに使用に際しての

留意事項等を入力してください。

e) 粉碎・混合指示

錠剤やカプセル剤の粉碎・軟膏の混合を希望される場合は、薬品コメント「粉碎」・「簡易懸濁」又は用法コメント「混合」の指示を入力してください。

この場合、「調剤技術料」が加算されます。(簡易懸濁を除く)

f) 一包化指示

ワンドーズパッケージ(一包化)を希望される場合は、処方せんコメント「一包化」にチェックを入力してください。

2剤以上の内服薬を服用時点ごとに一包化薬として調剤した場合は、投与日数が7またはその端数を増すごとに所定点数が算定されます。

g) 妊娠授乳中も使用可

妊娠授乳中もお薬の服用が可能な場合は、チェックボックスにチェックして下さい。

h) 「医師の指示通り」「必要時」の禁止

「医師の指示通り」や「必要時」といった用法指示は使用しないで下さい。

「医師の指示通り」や「必要時」を使用した場合は留意事項にて詳細に入力してください。

(6) 投与日数

a) 長期投与

「麻薬及び向精神薬」、「薬価基準収載後1年以内の医薬品」について投与日数の制限があります。制限を超えてオーダーした場合エラーが表示されます。

長期の旅行や年末年始等特殊な事情がある場合において、必要があると認める必要最小限の範囲において、上記制限日数を超えて投与した場合は、薬品コメント「長期休暇の為」の指示が必要です。

b) 倍量投与

倍量投与については、禁止とします。

c) 服用日指定

隔日投与、漸増法、漸減法、不均等分割、などは、医師の意図が正確に伝わるように指示を入力してください。

特に指示しない限り、「服用開始日」は処方日と同一になります。服用日を指定する場合は変更してください。

(9) 特定保健医療材料

インスリン等の注射針は、薬剤(インスリン等)と一緒に処方してください。
注射針だけの処方できません。

(10) 「以下余白」

処方の最後には、「以下余白」が印字されます。

(11) 処方変更・追加

新規でオーダー直し、新たに処方せんを印刷してください。
変更・追加前のオーダーは、カルテ上削除してください。
原則として、手書きでの修正・追加は不可とします。

8. 後発医薬品について

(1) 後発医薬品とは

後発医薬品とは、先発医薬品の承認販売後、再審査期間や特許の有効期間など一定の期間の経過後、厚生労働大臣の承認を得て、製造・販売する医薬品を「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」といい、先発医薬品と同じ有効成分、含量、投与経路、効能・効果、用法・用量で、先発医薬品よりも安価で提供できるという特徴をもっています。処方した薬品に後発医薬品が存在し、患者が希望した場合、調剤薬局において患者に説明と同意のうえ後発医薬品に変更して調剤される場合があります。

(2) 後発医薬品への変更を不可とする場合

オーダー時、薬剤コメント「後発医薬品変更不可」を選択し、備考欄の押印して下さい。

(3) その他

適応症の相違などで後発医薬品に変更できない薬品については、変更不可とします。

9. 疑義照会

詳細は疑義照会マニュアル参照

(1) 運用の流れ

保険薬局からの疑義照会を薬剤部が電話とFAXにて受け付け、内容を確認します。
薬剤部が医師へ疑義を確認後、確認内容を保険薬局へFAXにて返信します。
保険・公費負担の内容についての疑義照会は保険薬局から医事課へ直接連絡が入ります。
調剤方法についての疑義照会は保険薬局から薬剤部へ直接連絡が入ります。

(2) 疑義照会の取り決めについて

下記の内容については関係法令、関係通知に基づき対応して下さい。

- 剤形の変更
- 処方規格の別規格への変更(別規格の製剤がある場合)
- 包装規格の変更
- 経過措置による名称の変更

(3) その他

在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否は認めていません。

疑義照会対応時間は、原則として診療時間内とします。

緊急を要する疑義照会が発生した場合は、上記の限りではありません。

処方に変更された場合、「お薬手帳」で情報提供がされるため、診察時に確認して下さい。

10. 処方せんの紛失または有効期限切れ

(1) 院外処方せんの紛失(有効期限内)

医事課で再発行手続きを行う。ただし、院外処方せん料は実費。

故意と思われる場合や、2重に調剤される等重複投与が疑われる場合は慎重に対応する。

(2) 院外処方せんの有効期限切れ

医事課で再診手続きを行い、診察をうけた後に院外処方せんを再発行する。

ただし、料金は保険診療扱いとなる。

11. 調剤過誤報告の取扱い

詳細は調剤過誤対応マニュアル参照

保険薬局で調剤過誤が発生した場合は、薬剤部へ連絡する。

薬剤部は処方医に連絡して対応を協議し、その結果を保険薬局に指示する。

保険薬局の事後対応は薬剤部へ報告する。

12. 自由診療

(1) 療養の給付と直接関係ないサービス等

患者より自費徴収ができるもので、タミフルの予防投与、禁煙補助剤(保険外)、低用量ピル、中用量ピル(保険外)、勃起不全治療薬、男性型脱毛治療などの処方が該当します。

以上のものは院外処方として扱う。

備考

第1版作成:平成28年7月